

2015くらしのサポーター通信

原野商法の二次被害に御注意！

ハイライト:

□ 今月のテーマ

- ・原野商法の二次被害に御注意！
- ・マイナンバー制度に便乗した不審な電話等に御注意ください！
- ・水で膨らむボール状の樹脂製品の誤飲に注意！

□ お知らせ

□ くらしのコラム

迷惑電話 ~勧誘やアンケート~

1 概要

1970年代から80年代にかけて、開発の見込みがほとんどない原野や山林を時価の何倍もの価格で売りつけるという原野商法が相次ぎました。当時被害にあった人の多くは高齢になり、相続で子どもに面倒をかけるためにも無駄な土地は早く処分したいと思っています。

悪質業者は、そのような消費者の不安や焦りにつけこみ、土地が高く売れるなどと勧誘し、そのための測量サービスなどの契約や、新たな土地を購入をさせるといった、「原野商法の二次被害トラブル」が増加しています。

販売購入形態では、訪問販売と電話勧誘販売が全体の約9割を占めています。また、契約当事者の年代では60歳以上が約9割を占めるなど、高齢者の割合が高くなっています。

2 相談事例

二次被害トラブルは、(1) 土地売却のためのサービスが契約対象となっているもの(サービス提供契約型)と、(2) 土地自体が取引対象となっているもの(土地取引型)の2つのパターンに分けられます。

パターン(1)：サービス提供契約型のトラブルの特徴

- ①「土地を売るために必要」などと、サービスの契約を勧誘される。
- ②勧誘を受けるサービスは、「測量」「土地の管理」、「広告サービス」、「せん定や造成・整地工事」、「不動産仲介サービス」などが多い。

【事例1】

40年くらい前に利殖目的で北海道の原野を購入したが、値が上がりず放置していた。1か月前、「この土地を買いたい人がいるので坪12万円で売ってほしいと電話があった。購入希望者の「買付証明書」や「印鑑登録証明書の写し」、担当者の「宅地建物取引主任者証の写し」が送られてきたので信用してしまい、整地のための造成工事代として約20万円を前払いで振り込んだ。その後、さらに「道を造る」などと言われ、5回以上にわたって合計約400万円を振り込んだ。しかし、電話をしても業者と連絡が取れなくなってしまった。どうすればよいか。



パターン（2）：土地取引型のトラブルの特徴

- ①「別の土地なら売れる」などと言われ、新たな土地との交換を勧誘される（消費者は交換した土地との差額を請求される）。
- ②または「別の土地と一緒に売れる」などと言われ、新たな土地の購入を勧誘される。

【事例2】

数十年前に訪問販売で購入した山林を所有している。最近、業者の所有する山林と抱き合わせて売れば「700万円で1年以内に絶対に売れる」と電話があった。「話だけでも」と言われて来訪を承諾したが、売るために業者の所有する山林を200万円で購入するという話だった。断っていたが、5時間も自宅に居座られ、80万円ならどうかと値下げされたこともあり、つい了承してしまった。後日、業者の事務所で契約書に押印した。その際、業者に確認すると、1年以内に売れなかった場合も返金されないとのことだったので、「キャンセルしたい」と言ったが、1割の解約料を請求された。払いたくない。

3 相談事例からみる問題点

（1）「土地を売りたい人がいる」「高価格で売却できる」「必ず売れる」など、買い手が見つかりすぐに土地が売れるかのようなセールストークや、それまで売れなかった土地が高価格で売却できるかのようなセールストークがされています。

（2）頻繁に電話勧誘があり根負けして自宅への来訪を承諾したケースや、長時間の勧誘を受けて根負けして契約したというケースなど強引な勧誘がみられます。

（3）具体的な買取金額や買取り予定者の氏名が書かれた「買付証明書」等を消費者に送付して信用させたり、土地の買い替え契約を結ばせるなど、新手の手口が現れています。

4 アドバイス

（1）「土地を売りたい人がいる」「高価格で売却できる」などのセールストークをうのみにしない

（2）不審な勧誘はきっぱりと断り、それでも執拗に勧誘が続く場合には電話を切る

（3）契約を検討する場合には次のような点を十分に確認し、少しでも不審な点があれば契約しない

①土地の所在する自治体などに、業者が説明している根拠や背景などが事実としてあるのか、周辺の土地の状況に変化があるのかなどを問い合わせる。

②業者に対しては、「土地が売れる」というセールストークの具体的な根拠や契約内容、サービス内容について書面などでの説明も求める。

③できる限り土地の現況を自分や家族の目で実際に確認し、土地の登記情報も確認する。

（4）おかしいと気づいたり、トラブルにあったら消費生活センターに相談する

特定商取引法や宅地建物取引業法により、書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフができる場合があります。クーリング・オフ期間を過ぎても解決できる場合もあるので、トラブルにあつたときは、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

マイナンバー制度に便乗した不審な電話等に御注意ください！

マイナンバーの通知が始まりましたが、これに関連して、「口座番号を教えてください」「個人情報を調査する」などといった不審な電話等に関する相談が全国の消費生活センターに寄せられています。マイナンバー制度に便乗した不審な電話はすぐに切り、来訪があっても断ってください。

【事例1】 行政機関を名乗り、口座番号を取得しようとする不審な電話

行政機関を名乗って、「マイナンバー制度が始まると手続きが面倒になるので、至急、振込先の口座番号を教えてください」との電話があった。本当か。

【事例2】 行政機関の職員を名乗り、資産などの情報を聞き出そうとする女性の来訪

「マイナンバー制度の導入に伴い、個人情報を調査中である」と言って、女性が来訪し、資産や保険の契約状況等を聞かれた。本当に行政機関がそのような調査をしているのか。

🔑 アドバイス

- ・ 不審な電話は、すぐに切り、来訪の申し出があっても断ってください。
- ・ 少しでも不安を感じたら、すぐにお近くの消費生活センター（**消費者ホットライン 188**）や警察等に相談してください。

※なお、マイナンバー制度の仕組みなど全般については、マイナンバーの専用コールセンター 0570-20-0178 にて受け付けています。

水で膨らむボール状の樹脂製品の誤飲に注意！

医療機関ネットワーク事業において、以下の事故情報が寄せられました。

「2015年6月、嘔吐（おうと）が始まり翌日に近所の病院を受診したが症状が改善されないため、当該医療機関を紹介され受診した。開腹手術した結果、誤飲した異物による十二指腸閉塞（へいそく）であることがわかり、直径約4cmのボール状の異物を摘出した。患児の保護者から提供された事故同型品を確認したところ、異物は、吸水することで膨潤するディスプレイ用製品であり、吸水前は直径1～1.5cm程度、吸水するとゼリー状に膨らむものであった。」（2歳・女兒・重傷）



写真は医療機関から提供された摘出物です。この摘出物は、高吸水性樹脂製品と考えられます。高吸水性樹脂は、水と接触することによって吸水し、自重の100～1000倍の水を吸収でき、吸水することでゲル状になる性質があり、一度吸水すると圧力をかけても水が戻りにくい特徴があります。

高吸水性樹脂製品は、乳幼児の手の届かない、見えない所に保管し、誤飲を防ぎましょう。誤飲に気づいたとき、疑いがあるときは直ちに医療機関を受診してください。

徳島県消費者情報センター

〒770-0851

徳島市徳島町城内2番地1

とくぎんトモニプラザ 5階

- ・相談電話 088-623-0110
- ・啓発受付 088-625-8285
- ・事務担当 088-623-0612
- ・ファクシミリ 088-623-0174

電子メール

t-shouhi@mail.pref.tokushima.lg.jp

ホームページ

<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/>

くらしのサポーター通信はこちら

<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/supporthp/>



「消費者教育推進大使」
すだちくん

お知らせ

くらしのサポーター研修会を開催します

次のとおり、県内3か所で研修会を開催しますので、ふるってご参加ください。

1 開催日時及び場所

① 県南部

平成27年12月7日(月) 9:30~11:30

南部総合県民局阿南庁舎 2階 中会議室

② 県中部

平成27年12月7日(月) 14:00~16:00

徳島県徳島合同庁舎東会議棟 2階 A会議室

③ 県西部

平成27年12月8日(火) 10:00~12:00

西部総合県民局美馬庁舎 2階 中会議室

2 内容

「友人・知人の消費者トラブル回避方法 ~身近な人の安全・安心なくらしを守りたい~」(班別研修)

3 講師

公益社団法人NACS 有山雅子氏、白井宗子氏

4 申し込み方法

11月30日(月)までに、希望会場を明示の上、電話、ファクシミリ又はメールでお申し込みください。

くらしのコラム

迷惑電話 ~勧誘やアンケート~

某電話会社から電話があった。光電話ですね、と念を押すので、会社の方で私の契約している電話が、光か否か分からないのですか、と問い返したら電話は切れた。

よく似た電話に、インターネットをお使いですね、と言われた。大手の電話会社の回線の利用であり、そのように答えると、長々と私の理解しがたい説明を聞かされた。

今度は思い切って「ケーブルテレビです」と応えて「サービスもよいし、安いです」と追加した。電話は切れた。なんとなく最大手の電話会社が狙い撃ちされているようだ。

得体のしれない電話や電話アンケートに疲れ果てる日々だ。

くらしのサポーター 三原茂雄



くらしのサポーター担当者より
いよいよマイナンバーの通知が始まりました。

マイナンバーに関する不審電話等の相談が全国の消費生活センターに寄せられており、劇場型詐欺による金銭被害も発生しています。

「あなたの名前やマイナンバーを貸してほしい」などの電話はすぐに切りましょう。

また、役所や公の機関の職員が自宅を訪問したり、電話をすることはありません。十分、気を付けてください。